

令和8年4月1日からの未成年の子の親権について

(1) これまでは、離婚する際、夫婦に未成年の子どもがいる場合は、協議で夫婦の一方を親権者と定め、離婚届書に記載する必要がありましたが、民法等の一部改正により、令和8年4月1日より、協議離婚の場合は、父母の協議により、親権者を父母双方とするか、または、その一方とするかを定めることができますようになります。

この場合、離婚届書の「未成年の子の氏名」欄に下記のとおり記載してください。

- ① 父母が共同で親権を行う場合
「父母双方が親権を行う子」欄に子の氏名を記載
- ② 父が単独で親権を行う場合
「父（夫）が親権を行う子」欄に子の氏名を記載
- ③ 母が単独で親権を行う場合
「母（妻）が親権を行う子」欄に子の氏名を記載

また、協議離婚で親権者の定めをした場合は、「離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した」ことを確認するために、夫婦それぞれが離婚届書の当該欄にチェックをする必要があります（親権についての詳細は法務省のパンフレット等を確認ください）。

(2) これまでは、親権者の定めのない離婚届は受理できませんでしたが、親権者の指定を求める家事審判または家事調停の申立てがなされていれば、離婚時に親権者を定めていなくても協議離婚をすることができるようになります。

この場合、離婚届書の「未成年の子の氏名」の「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがなされている子」欄に子の氏名を記載してください。

なお、家事審判または家事調停の申立てがなされていることが分かる書面は基本的に必要ありません。

また、離婚届後、親権者を指定する審判が確定または調停が成立したときは、親権者指定届を市区町村長に提出する必要がありますので、下記の書類を持参のうえ、届出てください。

- ・ 審判の確定 審判書謄本および審判確定証明書
- ・ 調停の成立 調停調書の謄本

※審判等により、親権者が父母双方となった場合は、父母双方が届出人となります。

お問合せ

洲本市市民協働課（洲本庁舎）Tel 0799-22-7926（直通）

洲本市窓口サービス課（五色庁舎）Tel 0799-33-0160（内線 250・251）